(1)　木造家屋

指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないと認める場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.95
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.95
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.95
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.95	鳥取市	0.95	熊本市	0.95
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.95	大分市	0.95
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.95
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.95
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.95
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.95		

［(2)　略］

［2　略］

三　固定資産税に係る平成30年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成30年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が平成29年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

［1　略］

2　当該家屋の平成29年度の価額（平成29年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四　固定資産税に係る平成31年度又は平成32年度における在来分の家屋のうち、平成31年１月１日又は平成32年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ平成30年１月２日又は平成31年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成31年１月１日又は平成32年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成30年１月２日又は平成31年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

［1　略］

(1)　木造家屋

指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないと認める場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.95	鳥取市	0.90	熊本市	0.95
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.90	大分市	0.95
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		

［(2)　同左］

［2　同左］

三　固定資産税に係る平成27年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成27年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が平成26年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

［1　同左］

2　当該家屋の平成26年度の価額（平成26年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四　固定資産税に係る平成28年度又は平成29年度における在来分の家屋のうち、平成28年１月１日又は平成29年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ平成27年１月２日又は平成28年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成28年１月１日又は平成29年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成27年１月２日又は平成28年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

［1　同左］